

北海道開発局

要 請 書

平成 2 9 年 1 1 月

北 海 道 市 長 会

目 次

〔社会基盤整備関係〕	頁
1 北海道の開発行政について……………	1
2 社会資本整備総合交付金事業について……………	2
3 年間を通じた公共工事発注時期の平準化について……………	2
4 北海道新幹線の建設促進等について……………	2
5 バス事業に対する支援について……………	3
6 高規格幹線道路網をはじめとする道路整備の促進について……………	3
7 港湾施設の整備促進等について……………	4
8 空港の整備促進と運営について……………	4
9 治水事業等の整備促進について……………	5
10 水資源の保全について……………	5
〔経済・労働関係〕	
1 北海道観光の振興について……………	6
2 オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会に向けた合宿誘致への支援について……………	7
3 季節労働者対策の強化について……………	7
〔農林水産関係〕	
1 林業の振興について……………	8
2 ロシアのサケ・マス流し網漁禁止に対する対策について……………	8
3 エゾシカによる被害対策について……………	8
〔環境関係〕	
1 都市における低炭素化の促進について……………	8
2 アスベスト対策の推進について……………	9
〔防災・エネルギー・原子力発電所対策関係〕	
1 防災・減災及び老朽化対策の強化について……………	9
2 エネルギー政策の確立と原子力発電所への対応について……………	10
〔決議〕	
地方創生に関する決議	
1 国の基本政策に関わる事項……………	12
2 地方創生に大きく影響する事項……………	13
3 財政支援や推進方策などの具体的事項……………	14
自由貿易協定等に関する決議	
1 自由貿易協定等への基本的な対応について……………	17
2 農業の振興について……………	19
3 酪農・畜産の振興について……………	20
4 水産業の振興について……………	21

J R北海道の安定的な経営に向けた支援に関する決議

- 1 J R北海道の経営再建に向けた抜本的な見直しについて…………… 23
- 2 老朽化した施設の保全・更新や災害対応について…………… 24
- 3 貨物列車の運行における負担の軽減について…………… 24
- 4 増収策への支援について…………… 24
- 5 安全運行体制の構築に向けた支援について…………… 25

地方行財政・社会保障制度改革・エネルギー政策と原子力発電所に関する決議

- 1 地方行財政の改革について…………… 26
- 2 地方税財源の充実・確保等について…………… 27
- 3 社会保障制度の充実強化について…………… 28
- 4 エネルギー政策の確立と原子力発電所への対応について…………… 30

北海道総合開発の推進について

北海道は、広大な土地を有し、豊かな自然に恵まれ、この地域特性を生かした観光の振興とともに、我が国最大の食料供給地域としての役割を担っております。また、同時にITやバイオなどの先端産業の発展に大きく貢献しているところでもあります。

今後においても、北海道がそのポテンシャルを活かし、我が国の成長にさらに貢献し、北海道各地域の均衡ある発展を実現していくためには、未だ整備が遅れている高規格幹線道路網の拡充や農業生産基盤の充実、北海道新幹線の建設促進など、将来に向けた社会資本の整備を計画的かつ着実に進めていかなければなりません。

また、今後も大規模地震や津波、台風の発生が想定されるなか、地方自治体においては、国の防災計画の見直しに合わせ、地域防災計画を更新し、災害に強く住民が安心できる、様々な対策を早急かつ継続的に実施する必要があります。

さらに、急速に進む高齢化や人口減少問題の克服に向けた地方創生の取り組みのほか、北海道の基幹産業である農林水産業に重大な影響を及ぼす自由貿易協定等への対策に万全を期する必要があります。

つきましては、北海道の自立型経済を確立し、国土の発展を促進するため、次の事項について適切な措置が講じられるよう要請いたします。

記

〔社会基盤整備関係〕

1 北海道の開発行政について

- (1) 北海道が活力と魅力に溢れ、食料供給や観光振興をはじめ、各分野において今後ともわが国の一翼を担うため、北海道総合開発

計画、予算の一括計上、特例措置という現在の北海道開発の枠組みを堅持するとともに、必要な予算を確保すること。

また、今後の道州制などの検討にあたっては、北海道の開発行政のあり方を先行して検討したうえで、改革後の北海道の姿などを明示し、道民はもとより、地方自治体に不安が生じないようにすること。

2 社会資本整備総合交付金事業について

(1) 道路事業や下水道事業などの社会資本整備事業を計画的に推進できるよう、必要な交付額を確保すること。

特に、重点配分事業や継続事業については、事業規模の縮小や事業期間の延伸などの支障を来さないよう予算措置すること。

3 年間を通じた公共工事発注時期の平準化について

(1) 積雪寒冷地である北海道において、早期の工事発注に資するため、補助金の交付決定を極力早期に行うこと。

また、ゼロ国債や明許繰越の活用について配慮すること。

4 北海道新幹線の建設促進等について

(建設促進)

(1) 新函館北斗・札幌間の早期完成を図ること。

(2) 青函トンネル共用区間におけるすれ違い走行問題の早期解決を図ること。

(3) 幅広い観点での新幹線建設財源の確保に努めるとともに、地方負担に対する財源措置の充実強化を図ること。

(4) 新幹線の開業効果を高めるため、新駅周辺地域や広域幹線道路などの整備に対し、社会資本整備総合交付金等の重点的な配分を行うこと。

(開業波及効果の拡大)

- (5) 広大な北海道において、航空機による利用に應えるため、道内・道外路線の充実を図るとともに、函館空港をはじめ道内空港の整備を促進すること。
- (6) 道内の各空港へのアクセス道路や圏域間を結ぶ高速道路等の整備を加速すること。
- (7) 新幹線駅から道内各所の観光地や主要都市などに快適・円滑に移動できるよう、利便性の高い交通ネットワークの整備や二次交通の確保に対する市町村等の取組みに対し支援を行うこと。

5 バス事業に対する支援について

- (1) 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金については、面積が広く、人口密度の低い北海道において、生活交通の維持・確保に大きな役割を果たしてきたところである。

については、今後も、高齢者や学生などの交通弱者を含めた地域住民の生活に不可欠なバス路線を守るため、現行の補助水準を確保し、安定した支援を継続すること。

6 高規格幹線道路網をはじめとする道路整備の促進について

- (1) 有料道路方式及び新直轄方式による高速自動車国道の整備を更に加速すること。
 - ① 着手している区間の早期完成を図ること。
 - ② 新直轄方式区間のうち当面着工しないとされる区間については、早期着手を図ること。
 - ③ 基本計画区間及び予定路線を早期に着手すること。
- (2) 一般国道自動車専用道路整備の重点化・効率化を図ること。
- (3) 地域高規格道路の整備促進を図ること。

- (4) 一般国道の整備促進を図ること。
- (5) 第8期北海道総合開発計画を着実に推進するため、必要な予算を確保し、地方が必要としている道路整備が遅れることがないようすること。
- (6) 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律及び道路法施行令による補助率の嵩上げ措置を継続すること。
- (7) 道路管理者に義務付けられた5年に1度の道路施設の点検については、市町村の負担を軽減するため、補助制度の充実など財政措置を講じるとともに、技術的支援を必要とする市町村への対応を図ること。

7 港湾施設の整備促進等について

- (1) 北海道の国際的な経済連携の促進や、基幹産業の競争力を高めるため、海上コンテナなどに対応する港湾機能の高度化を図るとともに、国際バルク戦略港湾をはじめ、港湾の施設整備を促進すること。
- (2) 外国人観光客の受入や地域での交流、観光の拠点となる「みなとオアシス」などの機能強化を図るとともに、大型クルーズ客船などの受入環境整備を推進すること。
- (3) 大型船舶の安全な入港を支える関連施設の整備、さらには、大規模災害等に対応する臨海部防災拠点として、港湾の整備を促進すること。
- (4) 港湾機能の適切な維持を図るため、水域施設・係留施設等の維持管理について、国の支援のさらなる充実を図ること。

8 空港の整備促進と運営について

- (1) 北海道経済の活性化を図るため、新千歳空港の国際拠点化をはじめ道内空港の整備に必要な予算を確保するとともに、道内外の

航空ネットワークの維持・拡充を図ること。

また、近年急増する外国人観光客やLCCの就航等に対応した施設整備、受入体制の強化を図ること。

- (2) 新千歳空港は北海道の空の玄関口として、長距離国際路線の安定就航が可能な空港となるよう滑走路延長等、空港機能の一層の強化を図っていくこと。

また、冬季運航については、降雪時における除雪体制のさらなる効率化など、就航率や定時性向上に向けた対策を講じることにより、道内全体の観光・経済振興の推進を図ること。

さらに、周辺沿道に北国らしい樹木を植栽するなど、景観整備を行うこと。

- (3) 民間委託による道内7空港の一体的運営にあたっては、地元意見として取りまとめられた北海道の提案や各地域の意向を踏まえた運営となるよう着実に推進すること。

9 治水事業等の整備促進について

- (1) 大雨、地震など、激甚化・多様化する自然災害に備え、関係機関の連携の推進など、危機管理体制を充実強化するとともに、河川事業、砂防事業等について積極的に整備を進めること。

特に、現行の河川整備計画に基づく事業を円滑に推進すること。

- (2) 海岸の高潮、侵食対策の着実な推進を図ること。

10 水資源の保全について

- (1) 上水道の供給源である水源涵養林を保全するため、水源地域の森林地帯などの土地に関する権利の移転又は設定について、法的な規制を含む新たな仕組みを整備すること。

また、水道事業者が同土地を買収する際の財政支援制度を創設すること。

〔経済・労働関係〕

1 北海道観光の振興について

(1) 安心・快適に道内観光地を周遊するため交通インフラ等の整備を促進すること。

① 高規格幹線道路及び空港・港湾等へのアクセス道路の整備促進を図ること。

② 外国語併記の観光案内標識の設置やまちの景観の整備など、観光客の受入に係る施設の整備を支援すること。

(2) 外国人観光客の誘致を促進するため、規制緩和等を推進すること。

① 宿泊施設をはじめとする施設整備に係る課税の特例措置や特定免税店制度など、財政上、税制上又は金融上の特例的な措置を創設すること。

② 外国人の出入国に対応できる空港及び港湾におけるC I Q体制の整備充実を図ること。

特に、関税法、出入国管理法等の関係法令で指定されていない空港への国際チャーター便の乗り入れ及び港湾における需要に応じたC I Q機関職員の万全な体制を構築すること。

③ 訪日個人観光ビザの発給要件を更に緩和すること。

④ 中国など一部外国航空会社の新千歳空港への乗り入れ規制を更に緩和すること。

(3) 観光資源の更なる充実や外国人が安心・快適に旅行することができる環境づくりなど、観光地としての国際競争力を高める取組みを支援すること。

① 北海道の農水産物や景観などを活かした魅力ある地域ブランドの創出に向けた取組みの支援を拡充すること。

② 外国人観光案内所の機能向上や観光施設等におけるICT端末を活用した多言語対応の促進、外国人旅行者向け無料公衆無

線LAN環境の整備促進など、外国人旅行者の受入環境整備事業の拡充を図ること。

- ③ 外国人患者を受け入れる医療機関の充実や情報の周知促進、保険手続き等の体制整備など、不慮の怪我等に迅速に対応できる環境を整備すること。

2 オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会に向けた合宿誘致への支援について

- (1) 競技施設や宿泊施設等の受入環境をはじめ、関係団体との連携やホスピタリティ向上のノウハウなど、ハード・ソフト両面において、きめ細かな相談ができるよう、窓口の充実を図ること。
- (2) 国やJOC、日本体育協会等の関係機関が、誘致市町村の競技施設や受入環境に関する情報を、海外の競技団体等に対して積極的に発信することで、誘致機会の増大を図ること。
- (3) 代表選手層の育成・強化とともに、選手層の底上げを図る環境を整えるため、国際競技の水準を満たす競技施設の整備や改修に伴う財政措置を講じること。
- (4) 外国語表記など受入環境の整備や市町村に対する受入ノウハウの提供などの支援策を講じるとともに、訪日した選手や観戦者を道内へ誘導するための観光PRに努めること。
- (5) 道内への航空ネットワークの拡充や高規格幹線道路をはじめとする交通インフラの整備、バリアフリー環境の推進などを積極的に進めるために必要な財政措置を講じること。

3 季節労働者対策の強化について

- (1) 季節労働者対策を進めるため、通年雇用化の促進、公共事業の平準化等による冬期雇用の拡大及び建設事業主等の取組みへの支援の充実・強化を図ること。

また、特例一時金については40日の暫定措置を堅持すること。

〔農林水産関係〕

1 林業の振興について

(1) 国土保全、水源涵養、保健・文化・教育的利用の場を提供する機能に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全など多面的な機能を有する森林の整備・保全が必要であることから、森林整備保全事業計画を着実に推進すること。

2 ロシアのサケ・マス流し網漁禁止に対する対策について

(1) 平成28年1月よりロシア水域でのサケ・マス流し網漁が禁止され、漁業者や水産加工、運輸、船舶資材など関連産業はもとより、地域経済にも甚大な影響が及ぶことから、代替漁法によるロシア水域でのサケ・マス漁業が存続できるように、強い意志をもって、ロシア政府との交渉に取り組むとともに、漁業者など関係者の意向を十分聞いた上で、中長期的な視点に立ち、関係者の生活の安定や地域経済の維持などに有効な対策を講じること。

3 エゾシカによる被害対策について

(1) 地域におけるエゾシカの被害対策を強化するため、「鳥獣被害防止総合対策」の推進に必要な予算を確保するほか、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づく対策を効果的に実施するため、夜間の猟銃使用を可能とするなど、市町村の計画する事業内容について、弾力的な運用ができるよう必要な対策を講じること。

〔環境関係〕

1 都市における低炭素化の促進について

- (1) 都市の低炭素化の促進については、都市機能の集約化や公共交通機関の利用促進など、地方自治体が実施する低炭素化に向けた取組みが着実に推進されるよう十分な支援を行うこと。

2 アスベスト対策の推進について

- (1) 住民の安全・安心の確保のため、一般環境のアスベスト濃度の評価基準を設定し、継続的な環境モニタリング制度を整備すること。
- (2) 地方自治体及び民間事業者が実施する建築物解体等に伴うアスベスト飛散防止・廃棄物対策について、補助制度を拡充すること。

〔防災・エネルギー・原子力発電所対策関係〕

1 防災・減災及び老朽化対策の強化について

- (1) 道路、橋梁、上下水道等のライフライン施設の耐震化や維持補修の強化を図るため、財政措置を充実し、防災・減災及び老朽化対策を促進すること。
- (2) 災害対策本部や支援・避難拠点となる市役所等の公共・公用施設やホテル、旅館等の大規模建築物等の耐震化などをさらに促進するため、補助率の拡大など補助制度の充実を図るほか、必要な地方債資金の確保など、適切な財政措置を講じること。
- (3) 大規模な災害に対応するため、広域的なネットワーク形成が必要であり、代替路をはじめとした基幹道路の整備促進を図ること。
- (4) 災害に強い海上輸送ネットワークと地域防災力の増強を図るため、耐震強化岸壁の整備など、防災機能の高度化を推進するとともに、財政措置を拡充すること。

また、太平洋側を中心に集約されてきた物流拠点について、リスク分散の観点から、日本海側の拠点となる港湾の更なる機能強化を図ること。

(5) 地域における防災・減災対策を強化するため、JR路線への踏切や高架橋新設を含む避難路の整備、津波避難タワー等の設置、避難所における発電機等の資器材の整備や食糧の備蓄、自主防災組織の活動支援、災害時要援護者対策など、自治体が行う防災・減災事業に対する財政支援措置の継続・拡充を図ること。

2 エネルギー政策の確立と原子力発電所への対応について

(エネルギー政策の確立)

(1) 地球環境の保全と国民の安全・安心の確保や産業活動の発展を前提に、効率的・安定的な電力供給の確保等を図るため、中・長期的なエネルギー政策のあり方について引き続き国民的議論を尽くし、必要な措置を講じること。

(2) 長期的な視野に立ったエネルギー政策として、水力、風力、太陽光や畜産・木質バイオマス、海洋エネルギーなど、地域の特色を活かした再生可能エネルギーの地産地消の推進を図ること。

ただし、風力発電施設については、風況により設置場所が限定されるため、過度な集積により地域の環境が損なわれることのないよう、乱立を防ぐための新たな規制や仕組みを導入すること。

また、中小水力・地熱発電開発費等補助金など再生可能エネルギー普及促進を目的とした既存の制度の維持及び拡充を図ること。

(3) 再生可能エネルギーの普及促進には、発電事業者から電気事業者への送電設備など電力系統の整備が必要であるが、遠隔地を送電する発電事業者においては、費用負担が大きいことから、その負担が軽減されるような仕組みを構築すること。

(4) 北海道が有する豊富な石炭資源について、石炭地下ガス化や石炭層メタンガスの利用など、クリーンエネルギー化による有効活用を国のエネルギー政策の重点事項の一つとして位置づけ、石炭エネルギー関連研究施設を設置するなど積極的な推進を図ること。

(5) 北海道においては現在も採炭事業が継続しており、地域資源の有効活用と安定的な電力供給を図る上から、地産地消型の石炭火力発電所の新設など、地域に存在するエネルギー資源の効果的な活用に向けた取組みを推進すること。

(原子力発電所への対応)

(6) 大間原子力発電所については、建設予定地から北海道まで最短で23キロメートルしか離れておらず、活断層の存在も懸念されており、大きな危険性が指摘されている。

については、事故などが生じた場合、地域経済に壊滅的な打撃を与えるものであるにもかかわらず、函館市や北斗市をはじめとする北海道内の自治体等への十分な説明もなく、福島第一原子力発電所の事故原因の究明もなされていない中で再開された大間原子力発電所の建設工事は中止すること。

(7) 原子力関係施設に対する地震・津波対策など新たな規制基準を厳格に適用することはもとより、早急に福島第一原子力発電所の事故原因の究明を進め、得られる教訓や知見を踏まえた安全対策を講じることにより、安全の徹底を図ること。

また、原子力発電所に関する情報提供と説明責任を果たし、周辺住民や自治体の不安の解消に努めるとともに、UPZ外も含めた区域においても万全な防災対策を構築できるよう支援すること。

(8) 放射性物質による環境汚染を防止するため、新たな規制の仕組みの導入や関係制度の見直しを早急に進めること。

地方創生に関する決議

我が国は、平成20年を境に人口減少社会に転じており、今後、急速に進む人口減と超高齢化に適切に対応しなければ、国全体の活力が著しく低下しかねないと懸念されております。

地方自治体は、平成26年11月に成立した「まち・ひと・しごと創生法」を踏まえ、地方版総合戦略を策定し、その実現に向けて創意工夫を活かした施策に取り組んでいるところであります。

あわせて、国においても、急速に進む人口減少や少子高齢化、東京圏一極集中の是正などの課題解決にあたっては、自らの役割と責任について明確なビジョンを示し、地方とともに総力を挙げて取り組むことが重要であります。

このことから、北海道市長会として、次の事項について決議し、その対応に万全を期するよう強く要請します。

記

1 国の基本政策に関わる事項

地方創生が真に実効性を伴った取り組みとなるよう、特に国の責任において制度の確立を図るよう求めるものである。

(1) 少子高齢化社会への対応について、国のビジョンを明確に示し、国家戦略として、次の事項について、総合的な政策を推進すること。

① 安心して子どもを産み育てられるよう、保育士不足解消など子育て支援体制を早急に整備するとともに、子育て世帯に対して、保育や教育、医療をはじめとした経済的な支援策の拡充を図ること。

② 働く女性の労働環境に関して、育児休業中や職場復帰後の処遇

の改善をはじめ、出産や子育てについて経済的ハンディが生じないよう、労働政策の抜本的な改革を進めること。

- ③ 高齢者が地域で安心して暮らし続けられるために、介護や年金などについて持続可能な制度とするとともに、各地域において一定水準の医療サービスを楽しむ制度を確立すること。

- (2) 東京圏の一極集中の是正について、東京圏を中心とした社会経済構造を抜本的に見直し、地方拠点を強化すること。

平成27年から検討されてきた政府機関の地方移転については、ごく一部の機関や機能の移転にとどまっており、抜本的な見直しが必要である。「地方への新しい人の流れをつくる」という国家的目標に向けて、改めて実効性を担保できる方策を構築し、国際的観点や国家的観点から必要不可欠なもの以外は、地方への移転を促進し、地域分散型国土の形成を実現すること。

あわせて、地方の特色を生かした魅力のある大学の創出など、地方高等教育機関の活性化を図る基本政策を確立すること。

2 地方創生に大きく影響する事項

地方創生が真に実効性を伴った取り組みとなるよう、国が示す基本的な方針や政策に基づき、国と地方がそれぞれの役割に応じて実施する事項である。

- (1) 人材育成と産業振興

地方大学をはじめとする高等教育機関は、地域の人材育成や産業振興に非常に大きな役割を担っていることから、地場産業振興に資する研究や教育プログラムの開発など、教育機関がその機能を十分に発揮できるよう、多様な支援施策を講じること。

また、地方の雇用拡大に向けて、資金、人材、情報等の支援制度を構築し、企業の立地促進を図ること。

あわせて、東京圏などから本社機能を地方へ移転する場合の優遇

税制の拡充、若者や女性の起業に対する支援策の拡充など、雇用拡大に向けた政策を充実すること。

(2) エネルギー及び防災

エネルギー政策については、電源構成や二酸化炭素排出量の枠組みが示されたが、地球温暖化対策等の環境問題や産業活動をはじめとする国民生活への影響などを総合的に検討し、国民的合意を得た上で、必要な施策を充実させること。あわせて、それぞれの地方が地域特性に応じた再生可能エネルギーを普及促進するために必要な施策を充実させること。

防災に関しては、想定される大規模な自然災害に備え、発災時においても、様々な社会機能が保全され、国民生活への影響が最小限となるよう、国家的見地からの中長期的で総合的な対応計画の構築を図ること。

また、地域において着実な取組みが推進できるよう、中長期的な実施プロセスと資源や財源の配分を示し、国、地方が十分な役割分担のもとに対応できるよう努めること。

(3) 社会インフラの整備と活用

地域生活の向上や経済、産業の発展に向けて、住民生活に不可欠な地域交通網、地域間を結ぶ高規格道路や空港、港湾、鉄道等の交通基盤、情報通信基盤などの社会インフラを着実に整備することにより、国内外における人・モノ・情報の安全で速い移動や交流をさらに促進すること。

3 財政支援や推進方策などの具体的事項

(交付金)

(1) 地方版総合戦略については、中長期的に継続して実施する必要がある事業や、その策定にあたって市民や議会など多方面の意向を反映していることなどから、地方創生推進交付金など財源措置を長期

的に継続するとともに、特に地方創生への波及効果が高いと認められる事業については、起債充当率の引上げや財政措置の拡充を図ること。

また、各年度の地方財政計画の策定にあたっては、地方創生にかかる歳出を確実に計上すること。

(2) 地方創生推進交付金の認定にあたっては、自立性や官民協働、地域や政策間連携などを満たすことを要件としているが、活力をもった生き生きとした地域を創生するという総合戦略などの目標に照らし、総合的かつ弾力的に判断するなど、極力自由度の高い交付金制度となるよう運用すること。

(3) 地方創生推進交付金について、U I Jターンによる移住促進や再生可能エネルギーの普及促進をはじめ、北海道の持つ地域特性を活かした事業については、重点的かつ優先的に採択すること。

(調整・支援など)

(4) 市町村がそれぞれの特徴を活かしながら分担や連携する広域的な取組みを推進するためには、都道府県や各市町村の計画との連携が必要なことから、相互に齟齬が生じないように調整機能が果たされる仕組みを整えること。

(5) 地方の個性や独自性を尊重し、地方が実情に応じて自主的、自立的な取組みを行えるよう、権限の移譲や規制緩和など必要な環境整備を図ること。

特に、土地利用計画については、市町村の目指す産業構造の転換や誘導にとって重要な手段であることから、農地転用や都市計画の変更等を迅速に処理できるよう、手続きの短縮化などを一層推進すること。

(6) 政府機関の地方移転は、東京一極集中の是正策の柱の一つであるが、ごく一部の機関や機能の移転にとどまっており、抜本的な見直しが必要である。

- 改めて、地方移転が確実に実行されるように、移転対象機関を国自ら選定し地方に提案するなど、国が率先してその実現を図ること。
- (7) 施策効果の検証にあたっては、医師確保や介護サービスなど広い面積を有するために生じる難しさや、旧産炭地のように産業構造の変化による人口減が生じ—地域の努力で解決できない問題など、地方がおかれた環境や条件が大きく異なることから、全国一律の基準ではなく、地域の実情を十分に考慮した適切な指標によること。
- (8) 地方に対して、地方創生推進交付金等の財政支援のほか、地域分析等に役立つ分かりやすい情報支援や国家公務員等の派遣などの人的支援を継続し、一層の充実を図ること。

以上、決議する。

平成29年10月18日

北 海 道 市 長 会

自由貿易協定等に関する決議

北海道は、我が国最大の食料基地として、良質な農畜産物を安定的に生産・供給しているところであり、北海道の農林水産業は、食品加工や流通、観光など多くの産業とも密接に関連しながら発展してきております。

環太平洋連携協定（ＴＰＰ）及び日ＥＵ経済連携協定（日ＥＵ・ＥＰＡ）は、このような農林水産業を基幹産業とする北海道にとって、重大かつ深刻な影響を与えるものであります。

現在、ＴＰＰ協定の発効は米国の協定離脱決定によって先行きが不透明な状況であります。政府がＴＰＰの持つ戦略的・経済的意義について引き続き米国側に働きかけていく姿勢を堅持しており、北海道農業の体質を強化するためにも、ＴＰＰ対策として取り組まれる事業は、今後とも着実に実施することが必要不可欠であります。

また、日ＥＵ・ＥＰＡ交渉が大枠合意に至ったことにより、チーズや豚肉などの農畜産物に深刻な影響が及ぶおそれがあります。さらに、米国においては、二国間貿易交渉を目指す姿勢を示しており、コメや牛肉などの農畜産物の自由化など厳しい交渉となることが想定され、ＴＰＰ以上に北海道農業に深刻な影響があるのではないかと懸念されるところであります。

つきましては、北海道市長会として、次の事項について決議し、その対応と本道農林水産業の振興・体質強化に万全を期するよう強く要請いたします。

記

1 自由貿易協定等への基本的な対応について

(1) 自由貿易協定等の交渉にあたっては、農林水産物の安全・安定供給、食料自給力と自給率の向上、国内農林水産業・農山漁村の振興などを損なうことのないよう対応すること。

また、農林水産業に対する影響など十分な情報提供を行うとともに、幅広い国民的議論を行うこと。

(2) 農林水産分野における重要5品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）と水産物については、引き続き再生産が可能となるよう必要な国境措置を確保するなど慎重に対応すること。

(3) 「総合的なTPP関連政策大綱」に基づく政策及び日EU・EPAの大枠合意に伴い必要となる対応については、農林水産業の体質強化を図るため、地域の実情を踏まえつつ以下のとおり着実に推進すること。

① 将来にわたって農林漁業者が希望を持って経営に取り組むことができるよう、経営所得安定対策に必要な財源を確保するとともに、長期にわたって影響のあるものについては、それぞれの年次において予算計上などの財政措置を講じ、具体的な対策を確実に実施し、TPP及び日EU・EPAに関わる対策費については、既存の農林水産予算の外枠として確保すること。

② 北海道は、他地域に先んじて経営の大規模化や農地の集約化に取り組んできたが、「産地パワーアップ事業」及び「担い手確保・経営強化支援事業」をはじめとした各種TPP対策事業や日EU・EPA対策事業については、全国一律の基準でなく、これら北海道の先進的な取組を考慮するとともに、採択条件の変更や達成条件の緩和など弾力的な運用を図ること。

③ 農林水産に関わる従事者の高齢化が進み、後継者不足が深刻な状況となっているが、青年の就業意欲を喚起し定着化を図るため、サポート体制や研修の充実など、魅力ある担い手対策を講じること。

- ④ 道内産の農産物・水産物や加工品を広く海外に輸出するために、青果物の長期保存が可能となる低温貯蔵施設や衛生的な水産加工施設の改修など、施設整備を推進するとともに、海外展開の取組を支援するサポート体制を一層強化すること。
- ⑤ 食の安全・安心を守るため、家畜の伝染病や水産物の感染症などに対して、水際で海外からの侵入を防止する防疫対策を一層徹底すること。
- ⑥ 消費者が安全・安心な国産の農畜産物・水産物を選択しやすくなるよう、加工食品の原料原産地表示を拡大するとともに、外食における表示の義務化など、食品表示制度の充実・強化を図ること。

2 農業の振興について

(1) 経営の安定対策について

- ① 農業者が安定して経営を継続できるよう、国内手続きを終えた自由貿易協定等が発効した後の中長期的な影響を把握・検討し、所得の減少分を補填するなど、経営所得安定対策の充実強化を図ること。
- ② 農業の担い手に対して、省力化技術や新品種への切り替えなどの研修機会を充実するとともに、農業経営基盤強化資金など、農地の取得や改良等に要する資金の借入れに対する支援を一層拡充すること。
- ③ 農業次世代人材投資事業（経営開始型）については、北海道農業の特性や実情を踏まえ、就農要件などの見直しを図ること。

(2) 生産基盤の整備について

- ① 価格の安い外国産の農業生産物に対抗するため、担い手への農地集積・集約化を確実に進める必要があることから、農地の大区画化や暗渠排水の整備など、農業生産基盤の整備を促進すること。

- ② 安定した農業生産に不可欠な農業水利施設の計画的な保全・整備を促進するとともに、水田の畑地化など、営農形態の変化に対応した水管理の施設整備を推進すること。
- ③ 生産コスト低減対策のため、病害に強く収益性に優れた品種開発や栽培技術の確立・普及、ICTを活用した技術開発など、生産技術の高度化を推進すること。

(3) その他の施策について

- ① 農地の大区画化やロボット化などによる作業の省力化、品種改良等による高品質化、ブランド化による販路拡大など、北海道の地勢・特性を活かすことのできる農業政策を推進すること。
- ② 農産物の安定供給・輸出拡大に向け、集出荷等の共同利用施設の整備など、生産・流通システムの強化を図ること。
- ③ 国による米の需給調整が平成29年で終了するが、消費量が年々減少している傾向にあるなかで、事前に生産量の見通しを立てることができるよう、総合的な情報の提示などを行うこと。
- ④ 省力化に向けた機械の導入などの施設整備に対する支援策については、小規模経営の農家にも、適用を図ること。

3 酪農・畜産の振興について

(1) 経営の安定対策について

- ① 生乳消費量の伸び悩みによる乳価の低迷や飼料価格の高騰など、畜産・酪農の経営環境は厳しさを増し、農家戸数の減少が続いていることから、飲用乳、乳製品向原料乳の価格安定策や担い手育成の強化など、抜本的な経営安定対策を推進すること。
- ② 国内手続きを終えた自由貿易協定等の発効による乳製品の段階的な関税削減により、安価な輸入品が増加するなど、大きな影響が想定されることから、補給金制度の拡充を図ること。
- ③ 日EU・EPAにより、高品質な欧州産チーズとの競争が激化

し、チーズの原料となる生乳の大半を生産している北海道に多大な影響が及ぶことが懸念されることから、日本産チーズの競争力を高めるため、原料乳の生産性向上、チーズ製造設備の高度化、技術研修等の取組により、コスト低減とブランド化を推進すること。

- ④ 配合飼料の価格が直前1か年の平均を上回った場合、生産者等が積み立てた基金から補填されるが、経営規模拡大に伴い、この積立金が増加することから、負担軽減策を講じること。

(2) 生産基盤の整備について

- ① 安価な輸入肉が増加した場合の対抗策として、生産規模の拡大が必要であるが、そのための畜舎の更新や草地整備、搾乳ロボット等の省力化設備の導入に対して、各支援事業の補助率の引上げや予算の重点配分を行うこと。

(3) その他の施策について

- ① 道内産の乳用種をはじめとする牛肉及び豚肉は、安価な輸入肉と競合すると想定されるため、関税引き下げ後も生産が維持できるよう、支援策を講じること。

4 水産業の振興について

(1) 経営の安定対策について

- ① 漁業生産量の減少や漁業経営の悪化など、水産業の経営環境は厳しさを増していることから、漁業及び関連産業が安定して経営を継続できるよう、漁業収入安定対策事業の充実・強化や、設備投資への支援など、経営所得安定対策を一層推進すること。
- ② 燃油価格等の動向に左右されない漁業経営への転換に向けた取組みを推進するため、省エネ機器等の導入など、漁業の燃油価格等高騰対策の継続・強化を図ること。

(2) 生産基盤の整備について

① 安全・安心な水産物の提供や輸出促進に向け、衛生管理の充実した水産基盤整備の促進並びに流通・加工施設等の整備に対する支援を充実すること。

(3) その他の施策について

① 持続可能な水産業の実現のため、長期的な展望に立って水産資源の維持・増大の対策を推進すること。

以上、決議する。

平成29年10月18日

北海道市長会

北海道市長会自由貿易協定等問題特別委員会

J R 北海道の安定的な経営に向けた支援 に関する決議

北海道は、面積が広大で人口密度が小さく、積雪寒冷地という鉄道事業にとって不利な地域であり、J R 北海道は、厳しい運営を余儀なくされております。

このような状況の中、J R 北海道は、単独では維持困難な線区として、道内路線の約半分にあたる10路線13線区を発表し、関係自治体及び地域住民に大きな衝撃と不安が広がったところであります。

鉄道は、通院や通学などの移動手段として地域住民の生活を支えるとともに、地域間の人の交流や物流輸送の基幹をなし、産業や観光振興による地域の活性化、地方創生に向けた取組においても、北海道の将来に関わる極めて重要な社会資本であることから、拙速な路線の見直しは、本道に甚大な影響を及ぼすものと危惧されております。

現在、沿線自治体や地域で構成する協議会等において、利用促進等の取組を検討し、進めておりますが、国においても、これまでの経緯を踏まえ、J R 北海道が将来にわたり安定的な運営を行い、路線を維持・存続できるよう、地域と一体となって取り組むことが求められています。

つきましては、北海道市長会として、次の事項について決議し、その対応に万全を期するよう強く要請いたします。

記

1 J R 北海道の経営再建に向けた抜本的な見直しについて

経営安定基金の運用益は金利の低下により大幅に低迷している状況にあることから、脆弱な経営基盤を再建し、将来にわたり安定した経営を行うことができるよう、J R 北海道への国の支援のあり方につい

て、抜本的な見直しを行うこと。

2 老朽化した施設の保全・更新や災害対応について

積雪寒冷な気候により劣化が進んでいる施設の補修や耐震化が喫緊の課題となっていることから、これらの安全対策上必要となる費用について支援措置を講じること。

また、青函トンネルは、日本全体の交通・物流ネットワークを担う重要な社会基盤であることから、維持管理費用については、JR北海道の負担を軽減する新たな措置を講じること。

さらに、台風等被害に係る復旧については、迅速な対応が可能となるよう、補助率の引き上げを含め支援措置の拡充を図ること。

3 貨物列車の運行における負担の軽減について

JR貨物から支払われる線路使用料には、線路保守に関わる建設勘定経費や人件費は含まれておらず、旅客会社が路線の維持管理経費の多くを負担している。特に、JR北海道においては、JR他社と比較して貨物輸送の割合が高いことから、大きな負担となっている。

食料の安定供給を担うJR貨物の運行は、北海道のみならず、日本全体で維持すべき重要なネットワークであり、JR北海道に対する負担軽減のため、線路使用料の見直しに向けた支援も含め、幅広い検討を行うこと。

4 増収策への支援について

訪日外国人の利便性向上や鉄道施設のバリアフリー化による利用促進など、JR北海道が鉄道事業の増収につながる対策を積極的に実施できるよう、補助事業の補助率の引き上げや金融上の優遇措置を含め、支援措置を講じること。

5 安全運行体制の構築に向けた支援について

ハード・ソフト両面の安全対策には、膨大な費用と時間が必要であり、脆弱な経営基盤にあるJR北海道が、早急に安全運行体制を構築することができるよう、安全投資への十分な資金の確保に向けた必要な支援を行うこと。

以上、決議する。

平成29年10月18日

北海道市長会

地方行財政・社会保障制度改革・エネルギー政策と原子力発電所に関する決議

北海道の多くの自治体は税収基盤が脆弱なうえに、全国に比べて景気や雇用回復に遅れがみられるなど、厳しい社会経済状況のもとで、職員の削減等、徹底した行財政改革に取り組む一方、急速に進む少子・高齢化社会に対応した福祉・医療サービスの充実や地域経済の振興など、地域住民の安全と安心を確保するため、懸命の努力をしているところであります。

今後、地方創生の実現に向けて、北海道内の各都市が安定的に発展していくためには、地方税財源の充実・確保、社会保障制度の充実強化などについて、国において、その方向性や具体策を明確にした上で、地方とともに着実に推進することが肝要であります。

また、国民生活と産業活動に密接に関係するエネルギー政策については、中・長期的かつ総合的な視点に立った計画に対し、国民的合意を得ることが必要であり、原子力発電所については、いかなる場合においても安全が確保できるよう万全の対策を講じることが重要であります。

このことから、北海道市長会として、次の事項について決議し、その対応に万全を期するよう、強く要請するものであります。

記

1 地方行財政の改革について

- (1) 地方分権改革については、地方の創意を活かした分権型社会を実現するため、提案募集方式の取組みの推進や、基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの廃止・縮小など、更なる見直しを図ること。

2 地方税財源の充実・確保等について

(1) 地方税について

- ① 地方が真に自主的、自立的な行財政運営を行うためには、事務量に見合う税源配分が必要であるため、国から地方へ税源移譲することにより、地方税の充実・強化を図り、国・地方間の税源配分を当面5：5とすること。
- ② 車体課税については、平成31年度税制改正までに総合的な検討を行うこととされているが、市町村に減収が生じることのないよう十分配慮すること。
- ③ 平成28年度税制改正による「機械及び装置」に係る固定資産税の特例措置は、国による政策減税であることから、市町村の減収は確実に財政措置を講じることとし、3年とされる特例期間の延長は行わないこと。

また、固定資産税が市町村の基幹税目であることから、償却資産に対する固定資産税は、取得価格の5%を評価額の最低限度とする現行制度を堅持すること。

- ④ ゴルフ場利用税については、道路や上下水道の整備・維持管理、廃棄物処理など、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源であるとともに、所在市町村が過疎地域や中山間地域に多く、自主的な税財源が乏しいことなどから、現行制度を堅持すること。
- ⑤ 法人実効税率の引き下げに伴う地方の減収については、地方財政に影響が生じることのないよう確実に代替財源を確保すること。

(2) 地方交付税について

- ① 地方交付税は、国から恩恵的に与えられるものでなく、地方自治体の固有・共有の財源であることを明確にするため、国の特別会計に直接繰り入れる方式等の導入について検討すること。
- ② 地方の財政運営には、財源調整と財源保障の機能を持つ地方交付税の確保が極めて重要であることから、平成30年度予算に向

けては、地方の財政需要を適切に積み上げるとともに、地方税などの収入を的確に見込み、必要な地方交付税総額の確保を図ること。

その際、常態化している地方財源不足の解消にあたっては、法定率の引き上げによる対応を基本とすること。

また、歳出特別枠については、人口減少や少子高齢化対策など国と地方が総力をあげて取り組むべき課題への財政需要が増大していることや、道内市町村の税収基盤が脆弱で厳しい財政状況が継続していることから、これを実質的に確保すること。

- ③ 福祉、医療、子育て等の社会保障、教育・安全などの経常的行政サービスの増大や、道路、橋梁、学校等の改修費用の増大など真に必要な財政需要を的確に地方財政計画に盛り込み、地方自治体の避けられない財政需要の増嵩を適切に地方交付税の需要額に反映させることとし、地域の様々な課題に対処するために積み立てている地方の基金残高の増加を理由に、地方交付税の削減を行わないこと。

(3) 国庫補助負担金改革について

- ① 国庫補助負担金については、国と地方の役割分担を再整理し、明確化した上で、真に国が義務的に負担すべき分野を除き、廃止し、財源移譲を進めること。その際、地方の自由度の拡大につながらない国庫補助負担率の引き下げは決して行わないこと。

3 社会保障制度の充実強化について

- (1) 社会保障制度改革における具体的な制度の検討にあたっては、地方自治体が社会保障の最前線において中心的な役割を果たしていることを踏まえ、引き続き「国と地方の協議の場」等において真摯な協議を行い、地方の意見を的確に反映すること。

また、社会保障と税の一体改革で議論された経緯を踏まえ、消費

税率引上げの再延期や軽減税率制度の導入によって、地方自治体が実施する施策の推進に支障が生じることのないよう、必要な財源を確保すること。

(2) 社会保障・税番号制度は、高度情報化社会の基盤として国民の利便性を高める一方で、情報漏えいなどの様々なリスクが懸念されることから、制度の構築・運用にあたっては、次の措置を講じること。

- ① 市町村に早期かつ十分な情報提供を行うとともに、相互に綿密な調整・協議を行うこと。
- ② 国と地方が一体的に安全性を共有できるよう万全のセキュリティ体制を構築するとともに、システム障害や情報漏えい等の事態に備えて、迅速に原因究明や復旧、対応策が講じられるよう万全の危機管理体制を整えること。

あわせて、市町村への専門的・技術的な支援体制の強化を図ること。

- ③ 番号制度に対する国民の理解を深め、不安を払拭するよう丁寧かつ十分に説明し、周知徹底を図ること。また、民間事業者においても、特定個人情報の保護や十分なセキュリティ対策が確実に講じられるよう、国の責任において対応すること。
- ④ 番号制度の導入に伴い必要となる個人番号カード発行や行政機関間の情報連携及びセキュリティ対策などに係るシステム改修等の経費については、地方自治体に新たな負担が生じないよう十分な財政措置を講じること。

(3) 国民健康保険の都道府県単位化にあたっては、その前提条件となる財政支援を確実に実施するとともに、引き続き医療費の増加が見込まれることから、国の財政支援をさらに拡充し、財政基盤の強化を図ること。

今後においても、医療保険制度の一本化の理念実現に向け、国民健康保険制度と他の医療保険制度との負担の公平を図り、安定的で

持続的な制度を構築するため、抜本改革に取り組むこと。

- (4) 地域医療介護総合確保基金については、地域の医療及び介護サービスの提供体制等に有効活用されるよう、市町村等の意見を十分に聞くとともに、必要な財源を確保すること。

4 エネルギー政策の確立と原子力発電所への対応について

- (1) 地球環境の保全と国民の安全・安心の確保や産業活動の発展を前提に、効率的・安定的な電力供給の確保等を図るため、中・長期的なエネルギー政策のあり方について引き続き国民的議論を尽くし、必要な措置を講じること。

- (2) 大間原子力発電所については、建設予定地から北海道まで最短で23キロメートルしか離れておらず、活断層の存在も懸念されており、大きな危険性が指摘されている。

については、事故などが生じた場合、地域経済に壊滅的な打撃を与えるものであるにもかかわらず、函館市や北斗市をはじめとする北海道内の自治体等への十分な説明もなく、福島第一原子力発電所の事故原因の究明もなされていない中で再開された大間原子力発電所の建設工事は中止すること。

- (3) 原子力関係施設に対する地震・津波対策など新たな規制基準を厳格に適用することはもとより、早急に福島第一原子力発電所の事故原因の究明を進め、得られる教訓や知見を踏まえた安全対策を講じることにより、安全の徹底を図ること。

また、原子力発電所に関する情報提供と説明責任を果たし、周辺住民や自治体の不安の解消に努めるとともに、UPZ外も含めた区域においても万全な防災対策を構築できるよう支援すること。

以上、決議する。

平成29年10月18日

北海道市長会